事業主の皆様へ

宮崎県と県内全市町村からの重要なお知らせです。

宮崎県内の全市町村は、個人住民税の特別徴収を徹底するため、次の取組を実施しています。

1. 原則、特別徴収未実施の全ての事業主の方を特別徴収義務者として指定させていただきます。

②　既に特別徴収を実施されている事業主の方も、一部の従業員の方が普通徴収とされている場合、その方についても特別徴収していただきます。

＊なお、上記取組を既に実施している市町村もあります。 　 ■ 個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者＝特別徴収義務者）の方が、所得税　　の源泉徴収と同様に、従業員（給与所得者＝納税義務者）の方に毎月支払う給与から個人　住民税（市町村民税＋県民税）を天引きして、従業員の方がお住まいの市町村に納入して　いただく制度で、地方税法及び各市町村の条例で定められています。

# 特 別 徴 収 の 方 法 に よ る 納 税 の 仕 組 み

毎年５月に事業主の方あてに「特別徴収税額決定通知書」をお送りしますので、その税額を毎月の給与から天引きし、翌月の１０日までに合計額を各従業員の方の住所地の市町村へ納付していただきます。

※ 所得税のように税額を計算する必要はありません。

事業主

従業員

市町村

①

給与支払報告書の提出

（１月３１日まで）

③

特別徴収税額の通知

（５月３１日まで）

⑥

税額の納入

（給与支給の翌月１０日まで）

④

特別徴収税額の通知

（５月３１日まで）

⑤

６月から翌年５月まで毎月の

給与支給日に天引き

②

税額の計算

## 【特別徴収は、従業員の皆様にとって大きなメリットがあります。】

○ 毎月の給与から天引きされるため、納め忘れがありません。

○ 一人ひとりが毎期ごとに金融機関に支払に出向く手間を省くことができます。

○ １年分の税額を年１２回に分けるため、１回当たりの負担が少なくなります。

（従業員の方が直接納める普通徴収は年４回）